

札幌地裁同性婚違憲判決を受け民法等の速やかな法改正を求める会長声明

2021年3月17日、札幌地方裁判所民事第2部（武部知子裁判長）は、同性同士の法律婚（同性婚）を認めていない民法などの法令が憲法に違反するとして国に対する損害賠償が求められた訴訟において、原告らの請求は棄却したものの、「同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていることは、立法府の裁量権の範囲を超えたものであって、その限度で憲法14条1項に違反する」と判示する判決を言い渡しました。

同性愛は国内外において長らく治療すべき精神疾患であるとされ、それが誤りであるとの医学的知見が明らかになった後も、同性愛を認めない法制度に裏付けられながら強固な差別・偏見の対象となってきました。日本では現在法制度上同性婚が認められておらず、そのため性的指向が同性ないし両性に向く人々は、同性のパートナーを配偶者と認められないことによる各種の不利益を被っています。性的指向は、本人の意思によって選択・変更できないものであり、こうした不利益は、婚姻の自由（憲法13条）や法の下での平等（憲法14条）に照らし許されないものと考えます。本判決が、同性婚を認めないことについて許されない差別的取扱いであるとしその違憲性を明確に認めたことは大いに評価できます。

人権意識の高まりや当事者・支援者の粘り強い取り組みにより、アジアを含め同性婚を認める国が増えており、主要先進7カ国において同性婚もシビル・ユニオンも法制度として認めていないのはもはや日本のみとなっています。国連の関係機関から、日本は繰り返し、性的少数者に対するあらゆる理由による差別の禁止や差別撤廃のための法改正を要求されていますⁱⁱ。

現在全国約80の自治体でパートナーシップ制度が採用され、実施自治体の人口は日本全体の人口の3分の1を超え、増え続けています。宮崎県内でも宮崎市、木城町が採用済み、本年4月から日南市が採用予定です。こうした広がりも後押しし、近時の日本国内の各種意識調査ⁱⁱⁱでは、婚姻の意義についての認識が生殖と養育の場から夫婦の親密な生活の場へと変化しつつあり、同性婚に賛成する意見が半数を超え増加し続けています。

しかし自治体のパートナーシップ制度は、民法の婚姻の制度を変更修正する効力を持つものではありません。日本弁護士連合会をはじめとする弁護士会や弁護士会連合会、日本学術会議法学委員会社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会などが同性婚の法制化を求める

意見を表明しています^{iv}。当会も、2020年6月26日「宮崎県弁護士会男女共同参画・性の多様性尊重宣言」を公表し、「性別や性的指向、性自認によって差別されず、私たちの誰もが自分らしく個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することは極めて重要であり、先送りできない課題」ととらえ、同性婚が未だ法制度として認められていない現状を課題として挙げて、多様な性を尊重する法整備の必要性を指摘しました。

以上より、当会は、国に対し、同性婚を認め、民法等の関連する法令の改正に速やかに取り組むことを求めるとともに、今後も多様な性が尊重される社会の実現に向け努力する決意を改めて表明します。

以上

2021年（令和3年）3月23日

宮崎県弁護士会

会長 成見 暁子



ⁱ 法的に承認されたパートナーシップ関係

ⁱⁱ 国連人権高等弁務官2015年5月4日報告書、自由権規約委員会（第5回、第6回）各総括所見、社会権規約委員会（第3回）総括所見、国連人権理事会普遍的定期審査等

ⁱⁱⁱ 2015年3月国立社会保障・人口問題研究所等研究グループの調査、2015年・2018年電通調査、2015年・2019年広島修道大学河口和也教授ら研究班による調査、2019年一般社団法人MarriageForAllJapan調査等

^{iv} 2019年7月18日日本弁護士連合会「同性の当事者による婚姻に関する意見書」、2018年7月27日北海道弁護士会連合会「同性カップルの家族としての関係を法的に保障するため、婚姻制度の平等を求める決議」、2019年5月29日福岡県弁護士会「すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める決議」、同年10月17日神奈川県弁護士会「同性間の婚姻を認める法制度の整備を求める会長声明」、2017年9月29日日本学術会議法学会委員会社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会提言「性的マイノリティの権利保障をめざしてー 婚姻・教育・労働を中心にー」等